

牛肉・稲わらから暫定規制値等を超えるセシウムが 検出されている件に対する緊急の対応策

① 国産牛肉信頼回復対策

牛肉に対する消費者の信頼を回復するため、汚染稲わらを食べた牛の肉のうち既に流通している牛肉については、検査の結果暫定規制値を下回ったものを除き、民間団体が買い上げて処分する。また、流通段階で停滞している出荷制限に係る県産等の牛肉について、保管経費等を民間団体が補填する。なお、（独）農畜産業振興機構は、事業の実施主体である業界団体が金融機関から融資を受ける際の利子補給を行う。

② 肉用牛肥育農家の支援対策

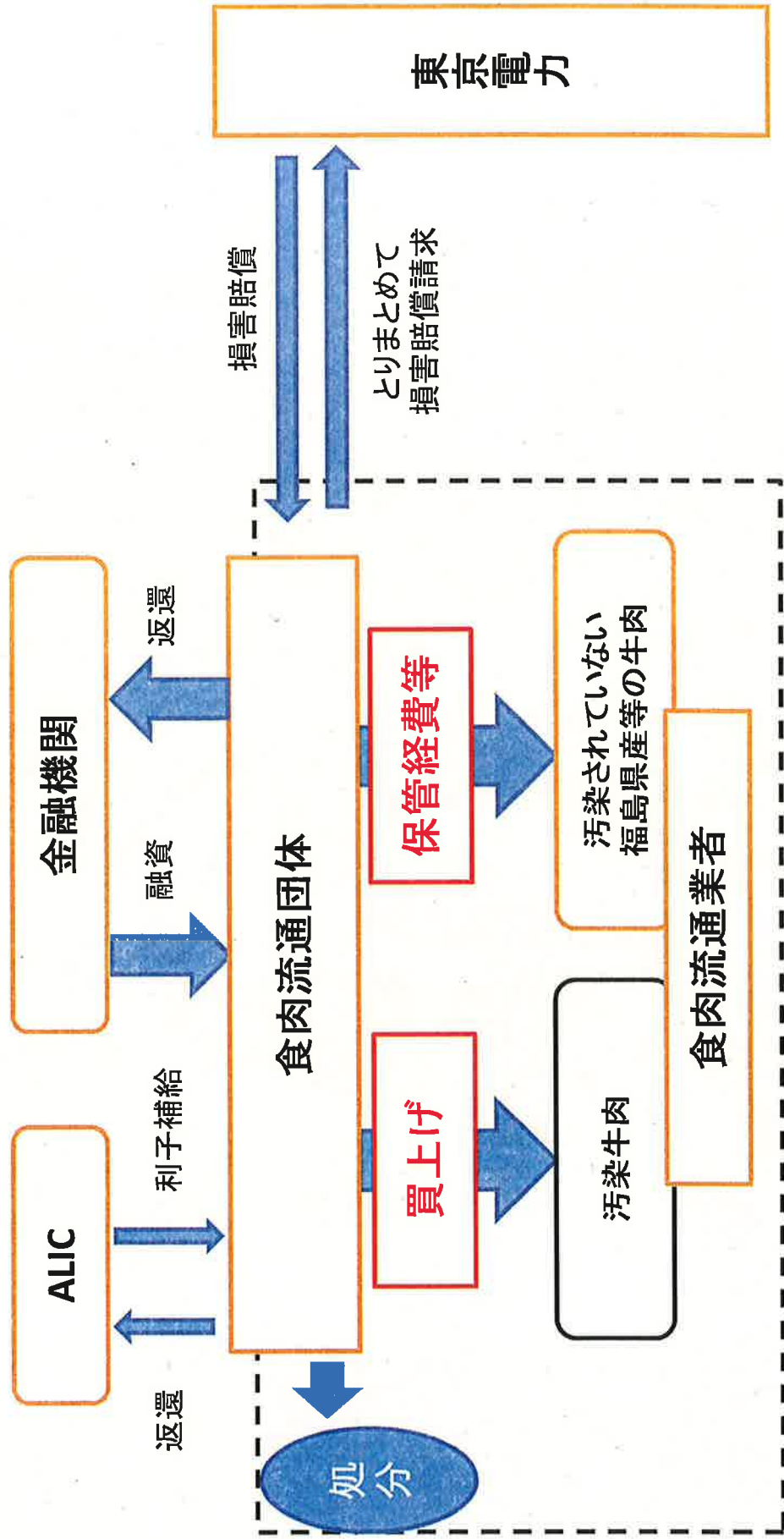
出荷が制限された県及び価格が低下した県における肉用牛肥育農家の当面の資金繰りとして、民間団体から肥育農家に対し、一定額（1頭当たり5万円）を損害賠償の立替払として交付する。なお、（独）農畜産業振興機構は、事業の実施主体である民間団体が金融機関から融資を受ける際の利子補給を実施する。併せて新マルキン事業（肉用牛肥育経営安定特別対策事業）の運用改善を行い、補てん金交付の前倒しを行う。

③ 稲わら等の緊急供給支援対策

稲わらや牧草の不足が懸念される畜産農家に対して、代替飼料を現物供給する。このため、畜産農家から汚染稲わら等の代替飼料の供給要請を受けた民間団体が、飼料販売者に飼料代を支払い、（社）日本草地畜産種子協会は、民間団体に対し、輸送費・金利等を助成する。

国産牛肉信頼回復対策のスキーム

- ・汚染稲わらを食べた牛の肉の流通在庫については、消費者の信頼を回復するため、検査の結果暫定規制値を下回ったものを除き、事業実施主体が買上げ、処分
- ・また、流通段階で停滞している出荷制限に係る県産等の牛肉について、保管経費等を助成
- ・食肉流通団体が、上記の取組を行う場合に、ALICが利子補給を実施



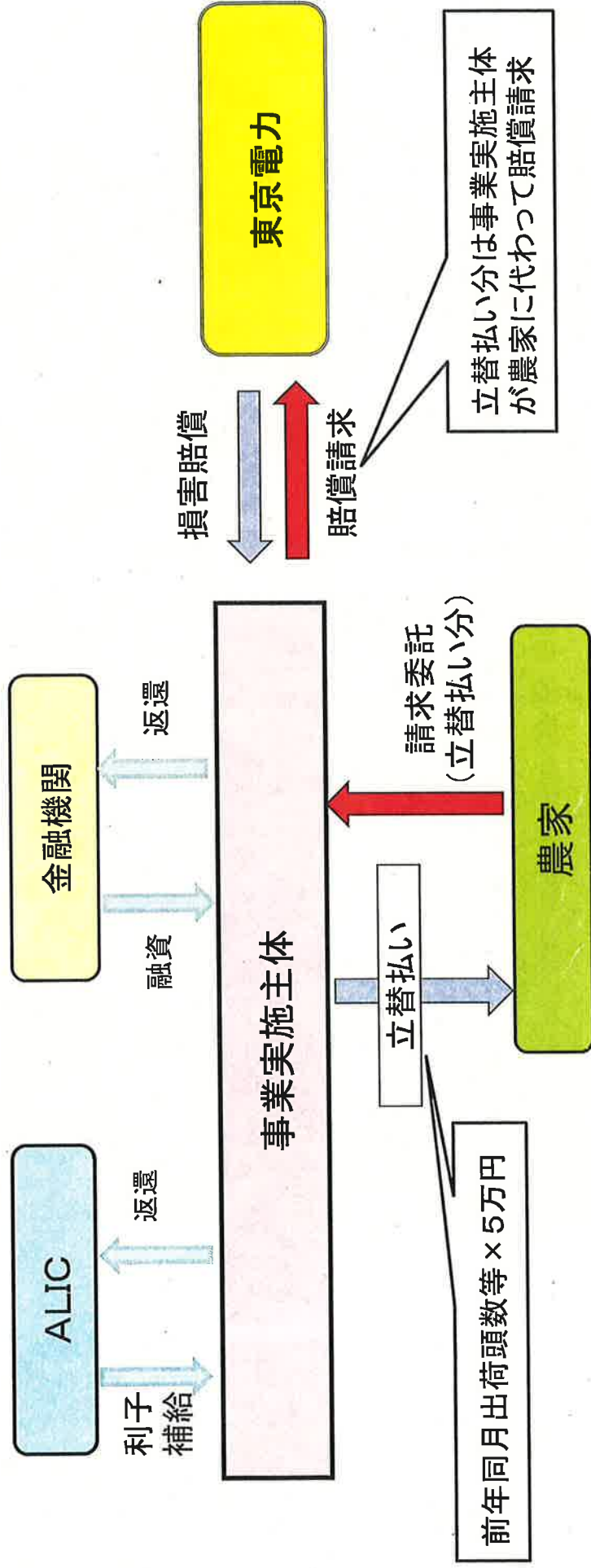
肥育経営の支援対策

1. 肉用牛肥育経営安定特別対策事業(新マルキン)の運用改善

- ・7月分から毎月払いを実施(通常四半期ごと)。
- ・セシウム稲わら問題前の4~6月分については、前倒して8月中旬に支払うよう努力。
- ・福島県に対しては、4・5月分を分離し、さらに前倒して今月中に支払うよう努力(単価は暫定)。

2. 畜産団体の農家への立替払いへの支援

- ・事業実施主体が、対象県の肥育農家に対し、賠償請求額の一部(一頭当たり5万円)を立替払いする場合に、(独)農畜産業振興機構(ALIC)が利子補給を行う。



稲わら等の緊急供給支援スキーム

- (1) 代替飼料の確保に困る農家からの供給要請を受けたJA等が農家に届ける仕組。
(2) 飼料代はJA等が金融機関から調達し、金利・保証料、輸送費を助成。

